

令和 3 年 川 辺 町 議 会 第 3 回 定 例 会

令和 3 年 9 月 7 日 (火) 午前 9 時 0 0 分開会

議事日程 (第 1 号)

- | | |
|-------------------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 4 | 議会運営委員会委員の選任について |
| 日程第 5 | 常任委員会委員の選任について |
| 日程第 6 | 議会運営委員会・常任委員会正副議長互選結果の報告 |
| 日程第 7 (報告第 2 号) | 令和 2 年度決算に係る健全化判断比率について |
| 日程第 8 (報告第 3 号) | 令和 2 年度決算に係る資金不足比率について |
| 日程第 9 (報告第 4 号) | 放棄した債権について (学校給食費) |
| 日程第 10 (報告第 5 号) | 放棄した債権について (水道料金) |
| 日程第 11 (同意第 3 号) | 川辺町監査委員の選任につき同意を求める件 |
| 日程第 12 (同意第 4 号) | 川辺町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件 |
| 日程第 13 (同意第 5 号) | 教育長の任命につき同意を求める件 |
| 日程第 14 (同意第 6 号) | 川辺町教育委員会委員の任命につき同意を求める件 |
| 日程第 15 (議案第 30 号) | 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定 |
| 日程第 16 (議案第 31 号) | 川辺町個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 17 (議案第 32 号) | 川辺町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 18 (議案第 33 号) | 令和 3 年度川辺町一般会計補正予算 (第 3 号) |
| 日程第 19 (議案第 34 号) | 令和 3 年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 20 (議案第 35 号) | 令和 3 年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第 1 号) |
| 日程第 21 (議案第 36 号) | 令和 3 年度川辺町介護保険特別会計補正予算 (第 2 号) |
| 日程第 22 (認定第 1 号) | 令和 2 年度川辺町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 23 (認定第 2 号) | 令和 2 年度川辺町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 24 (認定第 3 号) | 令和 2 年度川辺町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 25 (認定第 4 号) | 令和 2 年度川辺町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第 26 (認定第 5 号) | 令和 2 年度川辺町水道事業会計決算認定について |

日程第27（認定第 6号） 令和2年度川辺町下水道事業会計決算認定について
追加日程第1 議長の辞職許可について
追加日程第2 議長の選挙
追加日程第3 副議長の選挙

本日の議会に付した案件
議事日程のとおり

出席議員（8名）

議長 平岡 正男	副議長 井戸 三兼	1 番 石原 利春
2 番 佐伯 雄幸	3 番 瀬尾 俊春	4 番 市原 敬夫
5 番 櫻井 芳男	7 番 古川 政久	

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者

町長	佐藤 光宏	教育長	野尻 政俊
参事	櫻井 繁治	総務課長	白村 茂
会計管理者兼会計室長	石本 清二	企画課長	竹内 康人
税務課長	渡邊 明弘	住民課長	佐伯 政宣
健康福祉課長	長瀬 美紀江	産業環境課長	重本 佳明
基盤整備課長	井上 健	教育支援課長	馬場 啓司
生涯学習課長	馬場 誠	上下水道課長	渡辺 英樹

欠席者 なし

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 秀樹

（開会 午前 9時00分）

◎議長（平岡正男君） 皆さん、おはようございます。令和3年川辺町議会第3回定例会が招集され、御案内を申し上げましたところ、本日の出席議員は8名です。定足数に達しておりますので、ただ今から、令和3年川辺町議会第3回定例会を開会いたします。

初めに注意事項を申し上げます。新型コロナウイルス感染症防止対策として、自席で発言される場合は、着座にて行ってください。また、議場内の換気のため、必要に応じて適宜休憩を設けますので、皆様の御協力をお願いいたします。

ただ今から町長から挨拶をいただきます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 本日ここに、令和3年川辺町議会第3回定例会の開会をお願いい

たしましたところ、議員の皆様方には、公私にわたり何かとお忙しいなか、早朝より御出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日々町政の推進に格別なる御理解と御協力、御尽力を賜り、厚くお礼申し上げます。

はじめに、全国各地で発生しております地震、集中豪雨、土砂災害等により、被災されました皆様に対しまして心からお見舞い申し上げます。

本町におきましても、8月13日金曜日から15日日曜日にかけて前線の影響により大雨となり、13日午後6時に、やすらぎの家に自主避難所を開設いたしました。その後、気象庁からの大雨警報発表を受けまして、警戒本部を設置し、警戒レベル3の「高齢者等避難」を発令いたしました。さらに、14日土曜日には、土砂災害警戒情報が発表されたため、対策本部を設置し、土砂災害の危険が迫っている下吉田地区に警戒レベル4の「避難指示」を発令、併せて、B&G海洋センターを避難所として追加いたしました。その後、雨は小康状態となったため、対策本部を解散し、下吉田地区に発令していました「避難指示」も解除いたしました。

しかし、その後も前線の影響により大雨が17日火曜日から18日水曜日まで続き、大雨警報が解除されるまでの間、警戒本部を設置、レベル3「高齢者等避難」の発令と避難所を開設し警戒に当たりました。13日から降り続いた大雨の影響で、土砂崩れなどの被害はありましたが、関係機関と連携し、その対応に当たり被害を最小限度といたしました。

また町では、防災無線、すぐメール、町ホームページで避難に関する情報を発信し、今回の大雨では5世帯7人の方が避難所に避難をされました。今後も、気象情報や町からの情報によりまして、自宅での垂直避難、安全な地域・場所への早めの避難など、各自で命を守る行動をお願いいたします。

町では、防災・減災に関する取組といたしまして、例年9月に「総合防災訓練」を実施しております。しかしながら、コロナ禍の現状においては、感染防止の観点から規模を縮小せざるを得ず、令和2年度と同様に区の役員の方々を対象に避難所運営訓練などを実施する予定でした。しかし、全国的な感染拡大の状況や東海三県に緊急事態宣言が発出されていることにかんがみ、9月5日日曜日に予定しておりました防災訓練は中止といたしました。なお、緊急地震速報を合図に、各御家庭でできる「シェイクアウト訓練」は、予定どおり実施いたしました。9月に入り、今後は台風に対する備えにも万全を期し、より一層防災・減災に努めてまいります。

さて、大雨などの自然災害のほか、全世界で猛威を振るっております、新型コロナウイルス感染症につきましても「災害級」と言われており、その対策が国・県・市町村で講じられております。この対策につきましても、岐阜県が1か月前の8月6日に「第5波 対策について ～お盆を控えて～」を決定、公表し、ふるさとなどへの帰省に伴う親戚同士の集まりや、同窓会、会食、バーベキューなどの自粛を呼び掛けるなど感染拡大防止を図るとともに、県下では医療機関や宿泊施設の協力により、病床ほか軽度の方の宿泊場所を確保し、自宅療養者ゼロを維持している状況でありました。しかしながら、その後、第5波の大きな影響を受け、これまで感染が少なかった若年層の感染増加や、強い感染力を持つといわれております「デルタ株」による感染者も含め、新規感染者数が過去最高を連日更新しました。また、医療提供体制のひっ迫により救急搬送や一般医療の提供にも影響が生じ、このままでは救える命も救えないなどの危機となっており、先の見えない状況とな

っています。こうしたなか、東海三県の知事は、国に対して緊急事態宣言の発出を要請し、東海三県全てに8月27日から9月12日まで、17日間の緊急事態宣言が発出されました。東海三県が面的な対応により過去最大の波を徹底的に抑え込めるよう、医療、検査体制の確保、ワクチン接種の加速化など、感染拡大防止に取り組んでいくこととされています。

本町の7月末時点の感染者は、累計で64人、8月17日までの累計は67人でしたが、8月末時点の累計は78人と2桁の伸びとなっております。ちなみに9月6日時点では81人となっております。

県内全域が緊急事態措置の区域となったことから、これまでのコロナ感染対策の基本的な対応を継続するとともに、公共施設の利用休止、秋以降の町行事、イベントの中止、又は延期、町内飲食店等の事業者の方への休業・時短営業をお願いしているところでございます。

また、8月末日現在のコロナワクチンの接種率は、65歳以上の方で2回接種した方は90.7%です。また、64歳までの方の接種及び予約状況は、75.8%です。内訳は、12歳が36.6%、13歳からの中学生は60.4%、高校生73.0%となっております。

コロナワクチンの受入れにつきましては、8月25日の段階で12クールまでが完了しております。その後、13クールまでの供給が予定されていますが、今後もコロナワクチンの安定した供給を県に要望してまいります。

本定例会では、新型コロナウイルスワクチン接種対策負担金などの国庫補助金を財源といたします「コロナワクチン接種事業」に関する補正予算を計上し、ワクチン接種を希望される方が安心して受けられるよう、引き続き、町内医療機関等と連携・協力し、ワクチン接種率の向上に努めます。

また、県の「コロナ社会を生き抜く行動指針（8月27日変更）」に基づきまして、本町におきましても感染予防対策を徹底いたしますとともに、町民の皆様におかれましても、御自身、御家族、大切な方を守るために、引き続き、感染予防に関する取組に対し御協力をお願いいたします。また、コロナハラスメントにつきましては、感染者自身のほか、感染者が発生した団体に属する方、医療従事者、県外から帰省された方などに対する差別、偏見、更にはSNSやうわさ話など、デマによる言われぬ差別、偏見は絶対に行わないように併せてお願いいたします。

さて、本定例会に御提案いたしております議案は、報告案件4件、人事案件4件、条例案件3件、補正予算案件4件、認定案件6件の計21案件でございます。どうか慎重に御審議のうえ、格別の御理解により御決定賜りますようお願い申し上げます、開会に当たりましての御挨拶といたします。

◎議長（平岡正男君） それでは本日の会議を開きます。本会議の議事日程はお手元に配布のとおりです。

日程第1「会議録署名議員の指名」を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議席番号3番 瀬尾俊春君及び4番 市原敬夫君の両名を指名いたします。

日程第2「会期の決定」を議題といたします。お諮りします。本定例会の会期は、去る8月26日の議会運営委員会で決定されたとおり、本日から9月17日までの11日間にしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(平岡正男君) 異議なしと認めます。したがって、本定例会の会期は、本日から9月17日までの11日間に決定いたしました。

日程第3「諸般の報告」を行います。監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定により、お手元に配布のとおり「令和3年6月21日 川監第9号」、「令和3年7月21日 川監第11号」、「令和3年8月20日 川監第13号」の例月出納検査の結果報告がありました。報告書類の原本は議会事務局に保管してありますので、適宜閲覧してください。これで諸般の報告を終わります。

ここで暫時休憩といたします。議員の皆さん、執行部の皆さんはそのままお待ちください。なお、井戸副議長におかれましては、正副議長室にお越しくください。

(休憩 午前9時14分)

(再開 午前9時17分)

◎副議長(井戸三兼君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

議長 平岡正男君から議長の辞職願が提出されましたので、副議長の私が議長の職を務めさせていただきます。

お諮りします。「議長の辞職許可について」を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更し、直ちに議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎副議長(井戸三兼君) 異議なしと認めます。したがって「議長の辞職許可について」を日程に追加し、追加日程第1として日程の順序を変更し、直ちに議題とすることに決定しました。追加日程を配布します。

(追加日程配布)

◎副議長(井戸三兼君) 追加日程第1「議長の辞職許可について」を議題といたします。地方自治法第117条の規定により平岡正男君の退場を求めます。

(平岡正男君 退場)

◎副議長(井戸三兼君) 事務局長に辞職願を朗読させます。

◎事務局長(鈴木秀樹君) 辞職願を朗読させていただきます。令和3年9月7日 川辺町議会副議長 井戸三兼様。川辺町議会議長 平岡正男。辞職願。この度、都合により議長を辞職したいので、許可されるようお願い出ます。以上です。

◎副議長(井戸三兼君) お諮りします。平岡正男君の議長の辞職を許可することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎副議長(井戸三兼君) 異議なしと認めます。したがって、平岡正男君の議長の辞職を許可することに決定いたしました。平岡正男君の入場をお願いします。

(平岡正男君 入場)

◎副議長（井戸三兼君） 平岡正男君に告知いたします。ただ今、議長の辞職を許可することに決定しました。ここで平岡正男君から挨拶がございますので、登壇してお願いします。

◎8番（平岡正男君） 一言御挨拶を申し上げます。議会の皆様には、至らぬ私を議長として支えていただき、この1年間無事にその任を終えることができました。このことに対して心より厚く御礼を申し上げます。もとよりの浅学菲才の身、議会人として皆様に対して羽い配意に欠けていた点は深くお詫びを申し上げたいと思います。今後はコロナ菌対策をはじめ多くの課題を残しております。町民の皆様のため、安全なまちづくりに皆様の力を結集をしていただきたいと思います。全力を傾注していただくことをお願いを申し上げます、お礼の言葉といたします。大変ありがとうございました。

（拍手）

◎副議長（井戸三兼君） 大変御苦労様でした。本日まで円満な議会運営に努めてこられた平岡正男議長の御功績と御苦労に対しまして、議員を代表し深甚なる敬意と謝意を表します。簡単ではありますが、お礼の言葉といたします。

ただ今議長が欠けました。お諮りします。議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎副議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、「議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第2として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。追加日程を配布します。

（追加日程配布）

◎副議長（井戸三兼君） 追加日程第2「議長の選挙」を行います。選挙は投票で行います。議場の出入口を閉めます。

（議場の閉鎖）

◎副議長（井戸三兼君） ただ今の出席議員数は8名です。次に立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に議席番号5番 櫻井芳男君、及び議席番号7番 古川政久君を指名いたします。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙を配布）

◎副議長（井戸三兼君） 投票用紙の配布もれはございませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（井戸三兼君） 配布もれなしと認めます。投票箱を点検いたします。

（投票箱の点検）

◎副議長（井戸三兼君） 異常なしと認めます。ただ今から投票を行います。議席番号1番議員から順番に投票願います。

（投票）

◎副議長（井戸三兼君） 投票もれはございませんか。

（「なし」の声あり）

◎副議長（井戸三兼君） 投票もれなしと認めます。投票を終わります。開票を行います。櫻井芳男君、古川政久君は開票の立会いをお願いいたします。

(開 票)

◎副議長(井戸三兼君) 選挙の結果を報告します。投票総数8票、有効投票8票。無効投票0票。有効投票のうち、佐伯雄幸君4票、私、井戸三兼4票。以上の結果になりました。

両名の得票数は同数です。この場合、地方自治法第118条第1項の規定は公職選挙法第95条第2項の規定を準用してくじで当選人を決定することになっています。佐伯雄幸君及び私が議場におりますので、くじを引きます。

くじは2回引きます。1回目はくじを引く順番を決めるためのものです。2回目はこの順番によってくじを引く、当選人を決定するためのものです。くじはくじ棒で行います。議席番号2番 佐伯雄幸君は議長席の横までお越してください。議席番号5番 櫻井芳男君、及び議席番号7番 古川政久君は、引き続きくじの立合いもお願いします。

それではまず、くじを引く順番を決めるくじを引きます。

(くじを引く順番を決めるくじを引く)

◎副議長(井戸三兼君) くじを引く順番が決定しましたので報告します。まず、初めに佐伯雄幸君、次に私となりました。

それでは、2回目のくじを引きます。

(当選人を決定するくじを引く)

◎副議長(井戸三兼君) くじの結果、私が議長に当選させていただきました。議場の出入口を開きます。

(議場の解錠)

◎議長(井戸三兼君) 議長就任に当たり一言御挨拶を申し上げます。

議長選挙におきまして、くじになりましたんですが、当選させていただきましたことは身に余る光栄であり、謹んでお受けいたします。

現在コロナ禍にありまして、病床率の逼迫や経済疲弊の問題、地球温暖化による未曾有の災害等、地球規模の問題があり、人類にとっての課題となっております。

川辺町におきましても、少子高齢化、インフラ整備、小学校統廃合と解決しなければならない課題も多い状況にあり、議会に対する町民の皆様の期待も大きく、その責任も一段重いものと認識しているところでございます。皆様の期待に応えていけるかどうか一抹の不安はございますが、精神誠意最善の努力を尽くして、公正公平を旨とし、円満で活発な議会運営を目指してまいりたいと存じます。特に議会改革としては、議会運営のIT化を図っていきたいと思いますので、議員各位、議会事務局の皆様、町長をはじめ執行部の皆様、どうぞよろしく御支援、御協力を賜りますようお願いいたします。以上をもちまして、就任の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

◎議長(井戸三兼君) 私が議長に就任しまして副議長が欠員となりました。お諮りします。副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第3として、日程の順序を変更し、直ちに選挙を行いたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、「副議長の選挙」を日程に追加し、追加日程第3として日程の順序を変更し、直ちに選挙を行うことに決定しました。追加日程を配布します。

（追加日程配布）

◎議長（井戸三兼君） 追加日程第3「副議長の選挙」を行います。選挙は投票で行います。議場の出入口を閉じます。

（議場の閉鎖）

◎議長（井戸三兼君） ただ今の出席議員数は8名です。次に立会人を指名します。会議規則第31条第2項の規定によって、立会人に議席番号1番 石原利春君、及び議席番号8番 平岡正男君を指名いたします。

投票用紙を配ります。念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

（投票用紙配布）

◎議長（井戸三兼君） 投票用紙の配布もれはございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 配布もれなしと認めます。投票箱を点検いたします。

（投票箱の点検）

◎議長（井戸三兼君） 異常なしと認めます。ただ今から投票を行います。議席番号1番議員から順番に投票願います。

（投票）

◎議長（井戸三兼君） 投票もれはございませんか。

（「なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 投票もれなしと認めます。これで投票を終わります。開票を行います。石原利春君、平岡正男君は開票の立会いをお願いいたします。

（開票）

◎議長（井戸三兼君） 選挙の結果を報告します。投票総数8票。有効投票8票。有効投票のうち古川政久君5票、市原敬夫君3票。以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は2票です。したがって、古川政久君が副議長に当選されました。議場の出入口を開きます。

（議場の解錠）

◎議長（井戸三兼君） ただ今、副議長に当選されました古川政久君が議場におられます。会議規則第32条の規定によって当選の告知をします。当選人、古川政久君の発言を求めます。登壇してお願いいたします。

◎副議長（古川政久君） 一言御挨拶を申し上げたいと思います。ただ今副議長の選挙におきまして、私古川が当選をいたしました。大変感無量でございますし、責任の重さを痛感しているところでございます。副議長の仕事は、まずは、第1は、議長の職についての補佐をすることというふうに思っております。非常に内外厳しい中でございます。1つ1つ、やはり丁寧にやっていくことが大事ではないかなというふうに思っておりますし、議会運営も円滑に進めていきたいと思っております。いずれにしましても、議長の井戸議員と一緒にですね、この議会改革を何とか1歩でも進むように、進めてまいりたいと、かように思っております次第でございます。いずれにしましても、議員各位の御理解と御協力がな

くては、改革も進みません。どうか、私達、議長、副議長にぜひ御理解、御協力をいただきますよう、切にお願いを申し上げまして、就任の御挨拶に代えさせていただきます。ありがとうございました。

(拍手)

◎議長(井戸三兼君) 御苦勞様です。よろしくお願ひいたします。

日程第4「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。議会運営委員会委員の選任については、委員会条例第7条の規定によって議席番号1番 石原利春君、3番 瀬尾俊春君、4番 市原敬夫君、8番 平岡正男君を指名いたします。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 異議なしと認めます。したがって、ただ今指名した方を議会運営委員会委員に選任することに決定いたしました。

日程第5「常任委員会委員の選任について」を議題といたします。常任委員会については、総務委員会の1委員会となっており、全議員が総務委員会の委員となります。

お諮りします。常任委員会委員の選任については、委員会条例第7条の規定によって、議席番号1番 石原利春君から9番 私、井戸までの全議員を指名したいと思ひます。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 異議なしと認めます。したがって、ただ今指名しました方を常任委員会委員に選任することに決定いたしました。

議会運営委員会、常任委員会委員の選任によって議会報編集委員会の委員に異動が生じておりますので、議会報編集委員を改めて指名いたします。

議会報編集委員会の委員については、委員会条例第7条の規定を準用し、議席番号3番 瀬尾俊春君、7番 古川政久君、8番 平岡正男君を指名いたします。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 異議なしと認めます。したがって、ただ今指名した方を議会報編集委員会委員に選任することに決定いたしました。

ここで休憩に入りたいと思ひます。10時05分を再開とし休憩といたします。

(休憩 午前 9時51分)

(再開 午前10時05分)

◎議長(井戸三兼君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第6「議会運営委員会・常任委員会正副委員長互選結果の報告」を議題といたします。

休憩中に、議会運営委員会、常任委員会から各委員会において選出された正副委員長の氏名が届いておりますので報告いたします。併せて、議会報編集委員会の正副委員長の報告も併せて行います。お手元に配布いたしましたとおり、議会運営委員会の委員長には議席番号8番 平岡正男君。副委員長には議席番号3番 瀬尾俊春君。

常任委員会の委員長には議席番号5番 櫻井芳男君。副委員長には議席番号1番 石原利春君。

議会報編集委員会の委員長には議席番号8番 平岡正男君。副委員長には議席番号7番 古川政久君。以上のとおり決定いたしました。よろしくお願いいたします。

日程第7 報告第2号「令和2年度決算に係る健全化判断比率について」を議題といたします。本件についての説明を求めます。総務課長 白村茂君。

◎総務課長（白村茂君） 報告第2号「令和2年度決算に係る健全化判断比率について」について説明

◎議長（井戸三兼君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。
（「質疑なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。以上で報告第2号は終了しました。

日程第8 報告第3号「令和2年度決算に係る資金不足比率について」を議題といたします。本件についての説明を求めます。上下水道課長 渡辺英樹君。

◎上下水道課長（渡辺英樹君） 報告第3号「令和2年度決算に係る資金不足比率について」について説明

◎議長（井戸三兼君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。
（「質疑なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。以上で報告第3号は終了しました。

日程第9 報告第4号「放棄した債権について（学校給食費）」を議題といたします。本件についての説明を求めます。教育支援課長 馬場啓司君。

◎教育支援課長（馬場啓司君） 報告第4号「放棄した債権について（学校給食費）」を説明

◎議長（井戸三兼君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。
（「質疑なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。以上で報告第4号は終了しました。

日程第10 報告第5号「放棄した債権について（水道料金）」を議題といたします。本件についての説明を求めます。上下水道課長 渡辺英樹君。

◎上下水道課長（渡辺英樹君） 報告第5号「放棄した債権について（水道料金）」を説明

◎議長（井戸三兼君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。
（「質疑なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。以上で報告第5号は終了しました。

日程第11 同意第3号「川辺町監査委員の選任につき同意を求める件」を議題といたします。地方自治法第117条の規定により、瀬尾俊春君の退場を求めます。

（瀬尾俊春退場）

◎議長（井戸三兼君） 本件についての説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 同意第3号「川辺町監査委員の選任につき同意を求める件」につきまして、御説明いたします。

監査委員につきましては、地方自治法の定めるところにより、行政運営に関する識見を有する方と議会議員の方から。それぞれ1名を選任し、2名の方に監査事務をお願いしているところでございます。

そのうちのお一人でございます議会選出の古川政久議員が、8月31日をもって辞職されたため、その後任として、瀬尾俊春氏を選任いたしたく地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。

なお、瀬尾議員の経歴はお手元に配布した資料のとおりでございます。任期につきましては、議員の任期である令和5年8月31日まででございます。

以上よろしく御審議のうえ、同氏の選任について御同意賜われますようお願い申し上げます。

◎議長（井戸三兼君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第3号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号「川辺町監査委員の選任につき同意を求める件」は、同意することに決定いたしました。

瀬尾俊春君の入場を求めます。

（瀬尾俊春入場）

◎議長（井戸三兼君） 瀬尾俊春君に報告します。ただ今監査委員に選任されることに同意されました。御苦勞様ですがよろしく御願いいたします。

日程第12 同意第4号「川辺町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 同意第4号「川辺町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件」につきまして、御説明いたします。

固定資産評価審査委員会につきましては、地方税法及び川辺町固定資産評価審査委員会条例に基づき、3名の委員の方々に職務に当たっていただいております。そのうちのお一人でございます櫻井茂夫氏におかれましては、令和3年9月27日をもって任期が満了となります。

櫻井茂夫氏は、委員として誠に適任であり、引き続き同氏を再任いたしたく、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意をお願いするものでございます。同氏の経歴につきましては、お手元の資料のとおりでございます。

以上よろしく御審議のうえ、同氏の選任について御同意賜われますようお願い申し上げます。

◎議長（井戸三兼君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第4号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、同意第4号「川辺町固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求める件」は、同意することに決定いたしました。

日程第13 同意第5号「教育長の任命につき同意を求める件」を議題といたします。教育長 野尻政俊君は退場をお願いします。

（野尻教育長 退場）

◎議長（井戸三兼君） 提出者の説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 同意第5号「教育長の任命につき同意を求める件」について御説明申し上げます。

川辺町教育委員会につきましては、現在、教育長と委員4名の方に御活躍いただいております。そのうちの教育長でございます野尻政俊氏におかれましては、令和3年9月30日をもって任期満了を迎えられます。

つきましては、引き続き、野尻氏を教育長に再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます

野尻氏におかれましては、令和3年4月の就任から現在まで、教育長として卓越した手腕を発揮され、川辺町の教育の発展に御尽力いただいております。なお、任期につきましては、令和6年9月30日まででございます。

以上よろしく御審議のうえ、同氏の選任について御同意賜われますようお願い申し上げます。

◎議長（井戸三兼君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第5号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、同意第5号「教育長の任命につき同意を求める件」は、同意することに決定いたしました。野尻政俊君の入場を求めます。

（野尻教育長 入場）

◎議長（井戸三兼君） 野尻政俊君に報告します。ただ今教育長に同意されました。ここで野尻政俊君の発言を許可します。登壇して行ってください。

◎教育長（野尻政俊君） ただ今は、任命同意、御承認賜りましたこと、まずもって私自身、身の引き締まる思いでございます。

新型コロナウイルス感染症は、未だ予断を許さない状況です。学校現場におきましても、元気で明るく、それから楽しく学校生活を送りたいという子ども達の感染対策にですね、翻弄されながらも、子ども達の学びの場をですね、一生懸命確保しようがんばっておられる先生方がいらっしゃいます。なんとか今のこのコロナ禍の中で、教育現場の運営にですね、一助となる、微力ながらも力を注いでいけたらというふうに思っています。

まだまだ、先は大きな課題も抱えております。私自身限られた任期の中で、一生懸命努めてまいりたいと思います。どうか今後も学校運営にですね、深い御理解と御協力をよろしくをお願いをしたいと思います。簡単ではございますが、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。以上です。

（拍手）

◎議長（井戸三兼君） 御苦勞様ですが、よろしくお願いいたします。

日程第14 同意第6号「川辺町教育委員会委員の任命について同意を求める件」を議題といたします。本件についての説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 同意第6号「川辺町教育委員会委員の任命につき同意を求める件」について御説明申し上げます。

川辺町教育委員会につきましては、現在、教育長と委員4名の方に御活躍いただいております。そのうちのお一人でございます大脇香美氏におかれましては、令和3年9月30日をもって任期満了を迎えられます。

大脇氏は、委員として平成29年から現在にわたり精力的に活動されており、ほかからの信頼も厚いため、委員に適任であると認め、引き続き再任いたしたく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めるものでございます。なお、任期につきましては、令和7年9月30日まででございます。

以上よろしく御審議のうえ、同氏の選任について御同意賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（井戸三兼君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから同意第6号を採決いたします。お諮りします。本件については、これを同意することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、同意第6号「川辺町教育委員会委員の任命につき同意を求める件」は同意することに決定いたしました。

日程第15 議案第30号「押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定」、日程第16 議案第31号「川辺町個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」、日程第17 議案第32号「川辺町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」までの3議案を一括議題といたします。本案についての説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 議案第30号から議案第32号までを一括して御説明申し上げます。

はじめに、議案第30号「押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定」につきまして、御説明いたします。

本件につきましては、国において、行政手続における押印廃止に向けた取組が進められるなかで、本町においても令和3年度から押印等の見直しを全庁的に行い、町民の負担軽減及び住民サービスの効率化を図るため、関係する4つの町条例につきまして、一部改正するものでございます。

次に、議案第31号「川辺町個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、御説明いたします。

本件につきましては、デジタル改革関連法が令和3年9月1日に施行されたことに伴い、情報提供ネットワークシステムを所管する省庁が総務省から新たに設置されましたデジタル庁に変更され、主務大臣につきましても、総務大臣から内閣総理大臣となりました。また、町条例が引用している法律が改正されたため、引用条文の号ずれによる改正も含め、町条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第32号「川辺町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、御説明いたします。

本件につきましては、家庭から排出される廃棄物のうち、ボウリング球や耐火金庫、石膏製品などの特殊なものは、これまで廃棄方法が曖昧であったため、これを「特定ごみ」として明確にし、加茂郡・可児郡管内で統一した処分方法を定め、品目と料金を新たに定めるため、町条例の一部を改正するものでございます。

以上3議案につきまして、一括して御説明いたしました。よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（井戸三兼君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。お諮りします。議案第30号から議案第32号までの3議案につきましては、総務委員会に付託して審査することにしたいと思います。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、議案第30号から議案第32号までの3議案につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

日程第18 議案第33号「令和3年度川辺町一般会計補正予算（第3号）」、日程第19 議案第34号「令和3年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、日

程第20 議案第35号「令和3年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」、
日程第21 議案第36号「令和3年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第2号)」の4
議案を一括議題といたします。本案についての説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長(佐藤光宏君) 議案第33号から議案第36号まで、各会計の補正予算案件につ
きまして一括して御説明申し上げます。

この度の各会計の補正予算につきましては、令和2年度決算に伴う事業費の精算及びそ
のほか追加の財政需要につきまして、補正をお願いするものでございます。

はじめに、議案第33号「令和3年度川辺町一般会計補正予算(第3号)」につきまして
は、既定の予算額に9千758万1千円を追加し、予算総額を51億4千569万1千円
とするものでございます。

主な補正内容につきましては、歳入では令和2年度の精算により、介護保険特別会計及
び後期高齢者医療特別会計の精算金442万3千円、後期高齢者医療広域連合からの「療
養給付費負担金過年度精算金」1千319万2千円などを計上するとともに、業務量が増
大している「新型コロナウイルスワクチン接種事業」への国からの支出金1千187万円
などを増額しております。なお、財源の不足分につきましては繰越金の増額で対応させて
いただいております。

歳出では、将来の小学校統合に向けた準備のため、新校舎建設費の財源となる「小学校
建設基金積立金」5千万円や、業務量が增大している「新型コロナウイルスワクチン接種
事業費」1千187万円を増額しております。また、令和元年8月の台風10号により損
傷し、応急処置で対応しておりました海洋センタープールシート等の改修事業費5千11
0万1千円、個人情報保護制度の改正に対応するための業務委託料236万5千円などを
新たに計上するとともに、予算不足が見込まれる人件費についても増額の補正をさせてい
ただいております。そのほか、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から開催を中止
するなどした「ふれ愛まつり」や「東京五輪事前合宿誘致事業」などの事業費を減額させ
ていただいております。また、「個人情報保護制度対応支援業務」は、全額翌年度へ繰越し
て執行することとし、こども園、小中学校の「給食調理等業務委託事業」につきましては、
令和4年度から令和8年度までの債務負担行為をお願いするものでございます。

次に、議案第34号「令和3年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」
につきましては、既定の予算額に1千134万円を追加し、予算総額を9億2千830万
8千円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、歳入では前年度の医療費の誤請求による返還金、歳出で
は、令和2年度の精算により保険給付費等交付金など過年度精算分償還金1千133万8
千円を増額するものでございます。なお、財源の不足分につきましては、繰越金の増額で
対応させていただいております。

次に、議案第35号「令和3年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」に
つきましては、既定の予算額に332万9千円を追加し、予算総額を1億5千640万9
千円とするものでございます。補正内容につきましては、令和2年度決算の確定による精
算でございます。

次に、議案第36号「令和3年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第2号）」につきましては、既定の予算額に923万8千円を追加し、予算総額を8億8千924万8千円とするものでございます。

主な補正内容につきましては、令和2年度の精算によるもので、歳入では支払基金からの介護給付費交付金過年度精算金111万3千円。歳出では、国や県などへの過年度精算分償還金511万1千円、一般会計への繰出金365万6千円をそれぞれ計上し、予算不足が見込まれる人件費についても増額をさせていただいております。なお、財源の不足分につきましては、繰越金の増額で対応させていただいております。

以上、各補正予算関連議案の概要説明とさせていただきます。よろしく御審議のうえ、御決定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（井戸三兼君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。議案第33号から議案第36号までの4議案につきましては、総務委員会に付託して審査することにしたと思います。御異議ございませんか。

（異議なしの声）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、議案第33号から議案第36号までの4議案につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

日程第22 認定第1号「令和2年度川辺町一般会計歳入歳出決算認定について」、日程第23 認定第2号「令和2年度川辺町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第24 認定第3号「令和2年度川辺町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第25 認定第4号「令和2年度川辺町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、日程第26 認定第5号「令和2年度川辺町水道事業会計決算認定について」、日程第27 認定第6号「令和2年度川辺町下水道事業会計決算認定について」の6件を一括議題といたします。本件についての説明を求めます。町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 認定第1号「令和2年度川辺町一般会計歳入歳出決算認定について」から、認定第6号「令和2年度川辺町下水道事業会計決算認定について」まで、その概要につきまして、一括して御説明いたします。

令和2年度は、川辺町第5次総合計画の将来像「清流と人が織りなす活力あるまち」の実現、川辺町総合戦略の推進を目指し、「防災・減災対策」「移住・定住」「子育て・教育」を重点施策として位置付け、各施策に取り組むとともに、コロナ禍という状況下において、国からの補助金なども活用し新型コロナウイルス感染症対策に係る諸施策を実施した決算となっております。

各会計の決算状況につきましては、令和2年度川辺町歳入歳出決算書に記載のとおりであります。また、監査委員の方々に審査いただきました結果及び意見につきましては、お手元に配布させていただきました審査意見書を御覧いただきますようお願い申し上げます。

それでは、認定第1号「令和2年度川辺町一般会計歳入歳出決算認定について」御説明いたします。

歳入は、予算現額68億5千415万2千円に対しまして、調定額66億7千409万6千円、収入済額65億8千356万5千円、不納欠損額47万7千円、収納率は98.6%でありました。

歳出は、予算現額68億5千415万2千円に対しまして、支出済額62億7千303万4千円、執行率は91.5%で、歳入歳出決算額の差し引き、3億1千53万1千円を令和3年度に繰越しております。この繰越額には、令和3年度への繰越事業の一般財源として、2千62万4千円が含まれております。なお、翌年度繰越事業分を除いた執行率は、95.2%であり、更なる執行率の向上を目指してまいります。

歳入歳出決算の主な点につきまして、御説明申し上げます。

歳入は、令和元年度に比べ25.4%、13億3千260万6千円の増額となりました。

町税は、令和元年度に比べ2千38万1千円増の13億3千38万円となっております。主な要因につきましては、土地取引などによる長期譲渡所得の増、設備投資による償却資産の増などによるものでございます。

なお、給与所得に係る町民税は、新型コロナウイルス感染症の影響で、給与収入の減少が見込まれますが、個人住民税の仕組みとしまして、前年度収入による課税となるため、令和2年度課税では大きな影響を受けず、ほぼ前年度並みとなっております。

普通交付税は、基準財政需要額では地域社会再生事業費の創設や包括算定経費における人口補正の増などにより増加しております。また、基準財政収入額は、家屋や償却資産に係る固定資産税、地方消費税交付金などの増により増加しており、需要額、収入額ともに増加となりました。地方交付税全体では前年度と比べ9千867万7千円増額の15億8千447万4千円であります。

国庫支出金は、社会資本整備総合交付金や防災安全交付金は減となりましたが、「新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金」や「特別定額給付金給付事業費補助金」など新型コロナウイルス対策補助金の増により、前年度と比べ12億8千171万5千円増額の16億3千572万5千円となっております。

県支出金は、1千472万1千円増額の2億9千109万7千円で、主な要因としましては、岐阜県知事選挙費委託金、農村地域防災減災事業費補助金、新型コロナウイルス感染症対応地域の活力補助金などの増加でございます。

寄附金は、1千381万7千円増額の2億7千843万6千円となっております。ふるさと納税においては、魅力的な地域特産品や観光資源などを謝礼品とすることで川辺町の魅力を伝えるとともに、貴重な財源の確保に努めております。

繰入金は、1千596万3千円増額の2億7千224万5千円となっております。目的事業の財源に充てるため、まちづくり基金、森林環境譲与税基金、子ども育成基金、スポーツ振興基金からそれぞれ繰入れるとともに、特別会計からの精算金などの繰入れを行いました。

町債は、臨時財政対策債、減収補てん債のほか、町道新設改良事業、防災行政無線デジタル化更新事業、第3こども園空調設備改修事業、やすらぎの家冷暖房施設改修事業などの財源として借入れを行い、5千31万2千円減額の4億71万1千円となりました。

続きまして、歳出について御説明いたします。

歳出は、令和元年度に比べ25.4%、12億7千142万8千円の増額となりました。

また、令和2年度は令和3年度に繰越して使用することとした予算が、2億5千322万4千円となり、これにつきましては、該当する費目で御説明させていただきます。

議会費は、5千729万6千円で、前年度と比べ132万4千円の減額となりました。議員報酬額の改正により期末勤勉手当が増となりましたが、令和元年度に購入した議長車購入費の減などにより全体では減額となりました。

総務費は、9億2千290万3千円で、前年度と比べ3千8万6千円の減額となりました。個人番号カード交付事業、防犯灯借上料、ふるさと川辺応援事業、まちづくり基金への積立金などが増となりましたが、前年度に実施した庁舎エレベーター改修工事など大規模な修繕工事等の減により全体では減額となりました。

なお、総務費につきましては、行政手続押印見直支援業務費176万円を令和3年度に繰越しております。

民生費は、24億4千997万円で、前年度に比べ10億2千924万7千円と大幅な増額となりました。これは、コロナ禍における国の経済対策として、全国民に一人10万円を給付する特別定額給付金給付事業に係る経費10億2千343万1千円によるものが主な要因となります。そのほか、やすらぎの家冷暖房施設改修事業、第3こども園空調設備改修事業などの増により増額となりました。なお、民生費につきましては、臨時特別出産給付金事業費100万円を令和3年度に繰越しております。

衛生費は、2億8千66万1千円で、前年度に比べ3千529万2千円の増額となりました。主な要因は、コロナ禍での町民の生活支援として水道事業会計で実施した水道基本料金免除事業への補助金2千989万3千円の増によるものであります。

なお、衛生費につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種事業費5千326万7千円を令和3年度に繰越しております。

労働費は、190万円で、前年度に比べ20万円の減額となりました。雇用促進助成事業の減により減額となったものでございます。

農林水産業費は、1億3千673万4千円で、前年度に比べ2千671万4千円の減額となりました。雌鳥排水路立入防止柵の設置や農業施設の維持管理事業などを実施しましたが、農業集落排水事業の公営企業会計化による繰出金の減、担い手確保・経営強化支援事業補助金の減などにより、全体では減額となりました。

商工費は、2億2千682万2千円で、前年度に比べ1億4千987万1千円の大幅な増額となりました。主な要因は、かわべ応援商品券発行事業、おうちごはん券発行事業、追い風助成金給付事業などコロナ禍における町内事業者及び町民の皆様への支援策に係る費用の増によるものでございます。

なお、商工費につきましては、テイクアウト助成金事業費など4事業、合計4千974万3千円を令和3年度に繰越しております。

土木費は、7億300万9千円で、前年度に比べ3千145万6千円の減額となりました。主な要因は、国からの社会資本整備総合交付金や防災安全交付金の減による、町道新設改良事業の実施個所等の見直しによるものであります。自主財源が乏しいなか、これら補助金の動向には十分に注意を払い、限られた予算の中で事業個所を精査のうえ実施してまいります。

なお、土木費につきましては、鶺鴒バイパス改築事業費4千200万円を令和3年度に繰越しております。

消防費は、3億4千817万9千円で、前年度に比べ314万4千円の増額となりました。平成29年度から実施しております防災行政無線デジタル化更新事業のほか、防災備蓄倉庫整備事業、海洋センター非常用発電設備設置事業、国土強靱化地域計画の策定などを実施いたしました。町民の安心・安全を支えるため、災害に強いまちづくりに取り組んでまいります。

なお、消防費につきましては、防災行政無線デジタル化更新事業費1億98万円を令和3年度に繰越しております。

教育費は、7億7千29万1千円で、前年度に比べ1億3千384万円の増額となりました。前年度からの繰越事業である小中学校校内LAN整備事業(GIGAスクール構想)、コロナ禍での学生支援としてふるさとかわべ学生応援給付金事業、将来の小学校統合に備え小学校建設基金への積立などを実施いたしました。

なお、教育費につきましては、小中学校空気清浄機整備事業費447万4千円を令和3年度に繰越しております。

公債費は、3億7千526万8千円で、前年度に比べ981万2千円の増額で、平成28年度に借入れた臨時財政対策債などの元金償還の開始などによるものであります。

以上が、一般会計の決算状況の概要報告でございます。

続きまして、各特別会計の決算の状況につきまして、御説明いたします。

はじめに、認定第2号「令和2年度川辺町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定」につきましては、歳入総額9億4千24万7千円、歳出総額9億1千111万6千円、歳入歳出差引額2千913万1千円となり、前年度に比べ歳入6.4%、歳出6.3%の減額となりました。

主な要因は、歳入歳出ともに、新型コロナウイルス感染症の拡大による診療機関での受診控えの影響によるもので、歳出では保険給付費の減、歳入では県からの保険給付費等交付金の減によるものであります。コロナ禍での特殊事情による決算ではありましたが、保険給付費の動向に注視し、保険税率の見直しも検討するなど、健全な財政運営に努めてまいります。

次に、認定第3号「令和2年度川辺町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定」につきましては、歳入総額1億5千442万4千円、歳出総額1億5千146万2千円、歳入歳出差引額296万2千円となり、前年度に比べ歳入13.0%、歳出13.1%の増額となりました。

主な要因は、2年毎に見直しが行われる後期高齢者医療の保険料改定による保険料収入の増、これに伴う岐阜県後期高齢者医療広域連合への納付金の増によるものであります。高齢化の進展や医療技術の発達により、今後も高齢者医療費の増加が見込まれるため、更なる保健事業や健康づくり事業の強化を図り、医療費抑制に取り組んでまいります。

次に、認定第4号「令和2年度川辺町介護保険特別会計歳入歳出決算認定」につきましては、歳入総額8億6千331万5千円、歳出総額8億3千533万4千円、歳入歳出差引額2千798万1千円となり、前年度に比べ歳入1.1%、歳出3.9%の減額となり

ました。要介護認定者数は微増となりましたが、新型コロナウイルス感染症拡大により介護サービス事業所が休止するなど、保険給付費・地域支援事業費とも減少となりました。

なお、令和2年度においては、令和3年度から令和5年度までの第8期介護保険事業計画を作成し令和3年度以降の介護保険料の見直しなどを実施いたしました。

高齢化により今後も要介護認定者数の増加が見込まれ、保険給付費の動向に注視するとともに、介護予防事業の強化を含め、健全な財政運営に努めてまいります。

続きまして、各事業会計の決算の状況につきまして、御説明いたします。

はじめに、認定第5号「令和2年度川辺町水道事業会計決算認定」につきまして、御説明いたします。水道事業会計は、企業会計方式の決算となります。

収益的収入額は2億7千584万1千円、収益的支出額は2億5千524万7千円で、消費税経理後の経常損失は277万9千円となりましたが、特別利益678万8千円がありましたので、当年度純利益は400万9千円となりました。

資本的収入額は1億5千719万円、資本的支出額は2億2千995万8千円で、7千276万8千円の不足となりました。

不足額については、過年度分損益勘定留保資金などで補填し、重要給水施設配水管耐震化工事や老朽管更新工事など、安全・安心な水の安定供給を念頭に事業運営を行いました。

次に、認定第6号「令和2年度川辺町下水道事業会計決算認定」につきまして、御説明いたします。下水道事業会計は、令和2年度より公営企業法の適用に移行し、企業会計方式の決算となります。

収益的収入額は5億1千910万円、収益的支出額は4億9千224万4千円で、消費税経理後の経常利益は4千185万1千円となりましたが、特別損失1千95万6千円がありましたので、当年度純利益は3千89万5千円となりました。

資本的収入額は2億1千393万8千円、資本的支出額は4億90万8千円で、1億8千697万円の不足となりました。

不足額については、当年度分損益勘定留保資金などで補填し、未整備区域の管渠延伸工事やマンホールポンプ設備改築工事など、未普及地区の水洗化と公共水域の水質保全の確保を念頭に事業運営を行いました。

以上、令和2年度決算について、各会計の概要を御説明申し上げました。詳細につきましては、お手元の各会計決算書などを御覧いただき、慎重なる審査のうえ、御認定賜りますようお願い申し上げます。

◎議長（井戸三兼君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。認定第1号から認定第6号までの6件につきましては、総務委員会に付託して審査することにしたいと思っております。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、認定第1号から認定第6号までの6件につきましては、総務委員会に付託することに決定いたしました。

お諮りします。議案精読、議案審査のため、9月8日から9月16日までの9日間を休会としたいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 異議なしと認めます。したがって、9月8日から9月16日までの9日間を議案精読、議案審査のため休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程はすべて終了いたしました。次回は9月17日金曜日、午前9時から再開いたします。本日はこれで散会いたします。皆さん大変御苦勞様でした。

(閉会 午前11時15分)

令和3年川辺町議会第3回定例会

令和3年9月17日(金) 午前9時00分開会

議事日程(第2号)

- | | |
|-----------------|--|
| 日程第 1 | 一般質問 |
| 日程第 2 (議案第30号) | 押印の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定 |
| 日程第 3 (議案第31号) | 川辺町個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 4 (議案第32号) | 川辺町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 5 (議案第33号) | 令和3年度川辺町一般会計補正予算(第3号) |
| 日程第 6 (議案第34号) | 令和3年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第 7 (議案第35号) | 令和3年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第 8 (議案第36号) | 令和3年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第 9 (認定第 1号) | 令和2年度川辺町一般会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第10 (認定第 2号) | 令和2年度川辺町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第11 (認定第 3号) | 令和2年度川辺町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第12 (認定第 4号) | 令和2年度川辺町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について |
| 日程第13 (認定第 5号) | 令和2年度川辺町水道事業会計決算認定について |
| 日程第14 (認定第 6号) | 令和2年度川辺町下水道事業会計決算認定について |
| 追加日程第1 (議案第37号) | 令和3年度川辺町一般会計補正予算(第4号) |
| 追加日程第2 (議案第37号) | 令和3年度川辺町下水道事業会計補正予算(第2号) |
| 追加日程第3 (発議第 2号) | こども庁の設置を求める意見書 |
| 追加日程第4 (発議第 3号) | コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書 |
| 追加日程第5 | 議会運営委員会の閉会中の継続審査 |

本日の議会に付した案件

議事日程のとおり

出席議員(8名)

議長 井戸 三兼

副議長 古川 政久

1 番 石原 利春

2 番 佐伯 雄幸 3 番 瀬尾 俊春 4 番 市原 敬夫
5 番 櫻井 芳男 8 番 平岡 正男

欠席議員 なし

地方自治法第121条による出席者

町 長	佐藤 光宏	教育長	野尻 政俊
参 事	櫻井 繁治	総務課長	白村 茂
会計管理者兼会計室長	石本 清二	企画課長	竹内 康人
税務課長	渡邊 明弘	住民課長	佐伯 政宣
健康福祉課長	長瀬 美紀江	産業環境課長	重本 佳明
基盤整備課長	井上 健	教育支援課長	馬場 啓司
生涯学習課長	馬場 誠	上下水道課長	渡辺 英樹

欠席者 なし

事務局職員出席者

議会事務局長 鈴木 秀樹

(開会 午前9時00分)

◎議長(井戸三兼君) 皆さんおはようございます。休会を閉じ会議を再開いたします。台風14号が近づいておりますので、できるだけスムーズな議会運営に努めたいと思います。

本日の議事日程は、一般質問、議案に対する討論、採決となっております。初めに注意事項を申し上げます。コロナウイルス感染症防止対策として自席で発言される場合は着座にて行ってください。また、議場内の換気のため必要に応じて適宜休憩を設けますので、皆様の御協力をお願いいたします。

ただ今から、日程第1 一般質問を行います。順番に発言を許します。一般質問は、会議規則第49条第3項の規定によって、一般質問席から行ってください。なお、質問は一問一答方式で行い、発言時間は答弁を含めて原則1議員1時間以内といたします。また、一般質問に対する答弁は登壇して行ってください。なお、再質問に対する答弁は、自席から行ってください。また、発言者はマスクを取っても構いません。それでは一般質問を始めます。議席番号7番 古川政久君。

◎7番(古川政久君) それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。質問は第7次行政改革についてでございます。回答につきましては、町長並びに企画課長に求めるものでございます。5点質問がございます。それでは一般質問を行います。

行政改革とは、国や地方の行政機関の組織や機能を改革することで、組織の在り方だけでなく、財政改革も含め「行財政改革」と呼ばれています。

川辺町では、第6次行政改革まで進められましたが、本年度終了の運びとなり、今年度新たに令和4年度から始まる第7次行政改革が策定されることと承知しております。

過去の行政改革を振り返りますと、先人の決死の努力による改革が断行されたことにより、今日の健全財政を維持することができていると考えております。

今般策定する行政改革も、過去の先例をしっかり受け止め、現状に甘んじることなく、聖域なき行政改革に取り組んでいただきたいと考えております。そこで、策定予定の行政改革に当たって、5点の質問をいたします。

1. 第6次行政改革を総点検された結果はどうであったか。
2. 第7次行政改革はどのような日程で策定されるのか。
3. その位置付けはどのようになっているか。
4. 第7次行政改革における重要施策について項目ごとに回答ください。
5. 第7次行政改革における問題、課題について回答ください。

以上でございます。

◎議長（井戸三兼君） 企画課長 竹内康人君。

◎企画課長（竹内康人君） 古川議員の御質問、第7次行政改革についてお答えします。

まず第1に、第6次行政改革の総点検の結果でございますが、大まかに言えば計画どおり進められ効果をあげたものもあれば、計画どおりに進められなかった項目や効果が上がらなかった項目もあります。また、第6次行革大綱策定時には想定していなかった課題も現在生じております。このため、新たな視点を加えつつ継続的に行政改革に取り組む必要があると総括いたしまして、第7次行政改革大綱を策定すると、こととしたものでございます。

個別の内容を少し申し上げますと、第6次行革の三本柱の1つ目の「地方創生に向けた改革」では、待機児童をつくらぬよう取り組むとして北小学校児童クラブ開設を行いました。また、空き家バンクの活用を行い27件の売買実績から60名程度の転入につながったところでございます。しかしながら、主として自然減の影響による人口減少をカバーするには至りませんでした。

2つ目の柱であります「行政経営改革」では、効率的な行政経営のため平成31年4月に組織再編を行いました。しかしながら、その後コロナ禍、デジタルトランスフォーメーションなど、その後に新たに生じた重要課題も多く、引き続き改革に取り組む必要があります。

3つ目の柱である「財政経営改革」では下水道事業を特別会計から公営企業会計に移行するなど改善に努めました。しかしながら、この分野においても改革に終わりではなく、更に工夫を重ねることが求められています。

個々に御説明するとたいへん長くなってしまいますので、以上で第6次行革の検証結果のまとめとさせていただきます。

次に、御質問の第2の第7次行政改革大綱の策定スケジュールでございますが、こちらは既に策定に取り掛かっており、外部委員による行政改革推進協議会も発足し、会議も始まっております。予定では12月頃に答申をいただき、パブリックコメントを経て1月頃の決定を考えております。なお、施行は令和4年4月であり5年間の計画としております。

次に、御質問の第3の行政改革の位置付けでございますが、町の最高位の計画である第5次総合計画、こちらの後期基本計画の第6章「共に考え行動するまちづくり」の第5節「行政運営」におきまして、主要施策として位置付けられております。また、同第6節の「財政経営」においても意識をしているところでございます。

次に、御質問の第4の7次行革の重要施策と、御質問第5の問題課題は関連がありますのでまとめてお答えいたします。

まず、現在の社会全般の課題として第1にコロナ禍があげられます。7次行革では「社会情勢に即した改革」を第1の柱に据え「新しい生活様式に対応した取組」を進めていきます。具体的には申請書類等の押印の廃止、対面主義の見直し、会議や研修のオンライン化を進めていきます。

また、第2の課題にはデジタル化の推進があげられます。デジタル庁を発足させるなど国の重要課題でもあります。町では行政手続きのオンライン化の推進、マイナンバーカードの普及促進に努めるほか、デジタル化から取り残される方が生じないように、デジタルデバイス対策も並行して進めていきます。さらに、第3の課題としてSDGsがあげられ、7次行革もこれを意識した作りとしていく方針です。

一方、現在の川辺町における重要課題としては、3小学校の統廃合があげられます。この事業には財政的にも人的にも相当の資源が必要と考えられ、必然として他の事業や財政運営に影響が出てまいります。このため、この事業は第7次大綱に項目として計上するほか、他の項目でも意識してまいります。財政の健全化を保つため、各会計の運営と経営改革に向けた取組を行ってまいります。

また、人材の育成や確保が課題といえます。継続的な事業とはなりますが、人事評価制度と職員研修計画の適切な運用、女性職員の活躍推進を柱として進めてまいります。さらに、関連して職員のメンタルケアやハラスメントの防止が課題と考えます。ストレスチェックや相談体制の充実などを図り、職員の健康管理に努めます。また、あらゆる種類のハラスメントの根絶に取り組みます。

加えて、組織改革、定員管理を常に見直すことは永遠の課題と考えております。前述した社会の課題と改革に対応できるよう、柔軟な発想で取り組んでまいります。また、既存の施設の管理も重要な課題と受け止めています。このため施設の管理計画に基づき公共施設の適正な管理に努めてまいります。

以上、町政に係る課題は枚挙にいとまがありませんが、次々に生じる新しい課題に柔軟に対応していけるよう、また、行政改革推進協議会の委員の皆様の御意見をできるだけ反映した大綱としてまいる所存であります。この点、何とぞ御理解をいただき、町の行政改革の推進に御協力賜りますようお願いいたしまして私の答弁とさせていただきます。ありがとうございました。

◎7番（古川政久君） 議長、再質問をお願いします。

◎議長（井戸三兼君） 古川政久君の再質問を許可します。

◎7番（古川政久君） ありがとうございます。それでは再質問をさせていただきます。

1点目の再質問につきましてははですね、第7次行政改革は令和4年度から始まるということで、スタートが切られるわけでございますが、当然予算ですね、令和4年、来年度予算編成が出てくるわけでございますが、ちょうど被るわけでございますが、その辺りです

ね、来年予算にですね、この第7次行政改革というものをどのように反映されるのか、それを改めてお聞きしたいのが第1点でございます。ぜひですね、積極的に最初のスタートの年でございますので、魂を入れ込んでほしいというふうに思っております。

それから2点目でございますが、少子高齢化は、当然川辺町におきましても人口減少時代に入るわけでございます。当然大きな課題でございますので、特効薬とかですね、これをやれば人口が増えるというものではございませんが、私は特にですね、子育て支援ですね、これらをですね、やっぱり優先的にやらなければあかんではないかなと思っております。先ほど課長のほうからですね、住宅政策の話が出ましたが、これはこれで積極的にですね、工夫を凝らしてもらってですね、定住促進のためのですね、制度をですね、更に工夫を凝らしていただければというふうに思います。

それからですね、3点目ですが、これも回答にございましたが、SDGsの話でございますが、これにつきましては、私ども議会もですね、過日研修がございまして、勉強をしたわけでございます。手元にですね、川辺町の総合戦略がございまして、これにもですね、SDGsのですね、ことがですね、大変位置付けておられましてですね、項目ごとにですね、どの部分に当たるのかということが提示されておりますが、今回のですね、行政改革におきましても意識されるということですが、具体的にですね、もう少し突っ込んでお話をいただきたいというふうに思います。特にどの辺りを中心にですね、行革をやられるわかりませんが、その辺りに絡めてですね、17番まで確かあったと思いますけども、特に注意するの、課題といいますか、どの辺りを思ってみえるのか、わかりましたらその辺りをお応えください。

それから4点目ですが、組織機構の見直しについては、なかなか永遠の課題ということをおっしゃいましたが、先ほど国の動向もですね、デジタル社会になったりですね、デジタル庁ができたりとかですね、こども庁が発足したりですね、いろんな動きがあるわけでございますので、今回の行政改革におきましてですね、この辺りは見守っていかれるのかですね、踏まえられるかですね、先ほどの子育て支援じゃございませんけど、どういうふうにしていかれるか、もう少しわかれば、町の方針をですね、具体的に答えていただけないかなということをおもいます。

それから、それに付随しまして人件費の問題でございますが、総トータルとしてですね、総枠をやっぱりきちっと議会として、やっぱり我々は抑えていかなあかんというふうに思っております。一般職についてはですね、一定の合理的な基準とですね、上限枠がございまして、ある程度歯止めがかかってくると思いますが、これらについてもですね、過去の行政改革では一般職100人ということで、目安として持っておったと思いますが、今はどうなふうにご考えておられるか、ちょっとお尋ねをしたいと思います。

それから、併せてですね、会計年度職員ですね、これらについては特に制約というものはございませんが、やはり定数基準やですね、ある程度何らか歯止めになるものがあるといいなということをおもいますが、そのお考えはどうかなというふうに思います。以上4点、よろしくお願ひします。

◎議長（井戸三兼君） 企画課長 竹内康人君。

◎企画課長（竹内康人君） 今の再質問の御質問の1点目、令和4年度予算への反映でございますが、こちらにつきましては、当然意識しておりまして、策定時期をこの時期にし

ておりますのも行政改革大綱策定と並行して新年度予算を編成するというところでござい
ますので、大綱の内容を先取りしまして、予算のほうに反映するような予定としております。

2点目、人口対策、子育て支援、定住促進につきましても、こちらでは意識しておりま
して、こちらにつきましては、総合戦略、今先ほど議員御呈示いただきました、川辺町総
合戦略、こちらのほうと役割分担いたしながらですね、定住促進等努めていきたいと思っ
ております。

3点目のSDGsにつきましては、SDGsを意識した取組ということで、先ほどです
ね、社会情勢に即した改革の中で、SDGsを意識した取組ということで、そのようなも
のをですね、いくつか集めて、1つの柱とする予定としております。組織再編等の方針に
つきましては、何度も出でおりますけれども、新しい課題が次から次へと出てきておりま
して、この時点で次はこうというのはなかなかちょっと決めることはできませんもんですか
ら、行政改革のなかでも当然謳っていくわけでございますけれども、そのへん、社会情勢
見ながらですね、町長の判断で行っていくものと考えております。

また、人件費につきましても、大変御心配いただいていることはよくわかりまして、私
どもとしまして、何らかですね、行政改革のなかでですね、位置付けとかできないかと
思っております。もちろん項目として計上しておりますけれども、例えばコロナ禍みたい
なことですね、急きょ本年度も、職員が、会計年度任用職員でございますが、増えたり
とかですね、しております、なかなか総人数でありますとか、一般職員は定数が当然ご
ざいですが、会計年度任用職員の定数そのものを行政改革のなかで謳っていくというのは
ちょっと難しいかなと思っておりますが、当然その歯止めとかですね、いうことは意識し
ていかなければならないと認識しておりますので、そのような表現をしていく必要はある
と考えております。以上です。

◎7番（古川政久君） 再々質問を。

◎議長（井戸三兼君） 再々質問につきましては、会議規則第54条但し書きを準用し許
可します。

◎7番（古川政久君） 答弁をいただきましたが、2点ちょっとお願いしたいんですけど、
1点目は組織機構の話ですが、今うちは参事制になっております。条例上はですね、これ
は他課を所管するのが、参事制度でございましてですね、全庁的に包括的に参事がですね、
全庁をですね、包括してやる今の体制が好ましいのか、これからもですね、参事制度を維
持、今の現行のまま維持されるのか、副町長等ですね、これらも考え併せてですね、お考
えがあるのか、この行革に合わせてですね、組織機構の見直しの、もしそれが出れば大き
な柱になると思いますが、その辺りについて1点とですね、2点目がですね、SDGsの
話ですが、これは企画課だけの問題じゃないしにですね、全庁あがりの関わり合いがある
わけございましてですね、やっぱり情報の共有というのをしっかりやらなければいけな
いというふうに思っておりますが、これらについての研修だとかですね、情報共有につい
てはどういうふうにお考えですか。その2点をお願いします。

◎議長（井戸三兼君） 町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） 企画課長からはなかなかお答えしづらい部分もございまして、
私のほうから答弁させていただきます。

まず組織機構、参事制から副町長制に変えたらどうだというような、暗に示唆をされたような気がいたします。私としてはですね、まだ公式には表明しておりませんが、副町長を復活させたいというように考えております。全般、議会行政連絡会議の時に、小学校統合問題が大問題だから、それに限った副町長、特任副町長を置いたらどうだというような御意見を議員からいただきましたけれども、その特任副町長っていうのは考えておりません。全般的な副町長を置きたいなというように考えております。なぜ今まで副町長を置かなかったかということをごさいますけれども、その理由は市町村合併の破綻から端を引っ張っております。端を発しております。あの時に加茂郡7町村は、ほとんど全ての町村において、助役、副町長を廃止したというか、欠員にした所もございますし、川辺町のように廃止した所もございます。その後、平成16年ですから、10年、15年ですか、いやまだですね、17年ぐらい経過したんですかね。その時間の流れのなかで、各町村は副町長を置きつつあります。7町村のうち、置いておるのが5町村、置いてないのが、私どもともう1つということで2町でございます。私としては、特別職たる副町長を置きたい（傍聴席から声あり）、傍聴人からの御発言ございますけれども、副町長の職を置いて、そしてこれは特別職でございますし、また政治的な関係の会合にも出ることができるというようなことから、できれば12月に条例改正を出して、3月に副町長の人選を行い、4月から副町長の任命をしたいというように考えております。

2点目、SDGsのことでございますけれども、私も実はSDGsを意識して、今日も17色のバッチを付けてまいりました。17項目のこれは国連が作った目標でございまして、例えば、貧困をなくすだとか、あるいは、海をきれいにとか、いろんな目標を網羅してございます、したがって、我々が町政を動かしていくこと全てがこのSDGsに関連していると言っても過言ではございませぬ。第7次行政改革大綱は今現在協議を進めておりますけれども、第7次行革に限らず、町政全般においてSDGsを意識しながら、町政を進めてまいりたいというように考えております。2点御質問は以上でございます。

◎議長（井戸三兼君） 傍聴人に申し上げます。傍聴席からの発言は厳に慎んでいただきたいと思っております。

◎7番（古川政久君） それでは、所見を述べて終わりたいと思っております。

◎議長（井戸三兼君） それを許します。

◎7番（古川政久君） 先ほど申し上げましたように、今回の行政改革につきましては、少子高齢化、人口減少時代にこれは立ち向かっていくという大きな時代の潮流でございませぬ。したがってですね、ぜひですね、思い切った新しい時代に即応した行政改革をお願いしたいというふうに思っております。

それから先ほども出ました国・県の動向ですね、国も大きな改革をやっております。この時にですね、川辺町もですね、遅れを取らずですね、大胆に進んでいっていただきたいというふうに思います。

それからですね、経費節減とかですね、合理的な行政運営も大事でございませぬが、将来の夢と希望があるですね、行政改革を断行していただければ、大変ありがたいと思っております。以上で私の一般質問を終わります。

◎議長（井戸三兼君） 以上で古川政久君の一般質問を終わります。議席番号4番 市原敬夫君。

◎4番(市原敬夫君) 議長より許可をいただきましたので、災害危険個所の現状と災害防止対策について質問をいたします。

川辺町の面積の約70%が山林であり、周囲を山で囲まれております。そのため、山裾にも住宅がたくさん建っております。

また、地域の避難所となるべき公民館も、ハザードマップ上で、危険な施設もいくつかあり、ほかにも土砂災害危険地域や中小河川もいくつかの災害のリスクをはらんでおります。

熱海のような急傾斜面に住宅は少ないと思いますが、川辺町においても災害リスクの高い所も多いと思います。台風や集中豪雨など自然災害の多い季節でもあり、災害防止対策等について3点伺います。

1. 町内の災害危険個所について、現状把握はなされているか。
2. その危険個所について、町民への周知はなされているか。
3. 災害リスクの高い所に対する災害防止対策として、具体的な取組はなされているか。

お願いします。

◎議長(井戸三兼君) 総務課長 白村茂君。

◎総務課長(白村茂君) それでは、市原議員の御質問について答弁させていただきます。

1点目の「町内の災害危険個所について現状把握はなされているか」と、2点目の「その危険個所について町民への周知はなされているか」につきましては、関連がございますので併せてお答えいたします。

最初に、御存知のとおり町では、「川辺町土砂災害ハザードマップ」を作成し、各世帯に配布するとともに川辺町ホームページでも公表しております。このハザードマップには、大雨や長雨により発生する恐れのある土砂災害等について、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーンと土砂災害警戒区域、いわゆるイエローゾーンを表示しているほか、がけ崩れの危険がある急傾斜地、過去の災害発生場所や出水場所、近くの避難所なども表示しております。

これによりましてですね、住民の皆さんが、現在お住いの地域や場所にどういう危険があるかを認識していただき、いざ避難情報が発令されたときは、より安全な場所への早めの避難行動へと繋げていただきたいと思います。

また、地域の防災リーダーでございます、防災士の皆さん30名ほどで活動されておりますけれども、その「かわべ防災の会」からは、町内全域を巡回調査された結果を提供いただいております、危険個所把握のための貴重な情報としております。

なお、今年度は新たに「川辺町洪水ハザードマップ」を作成し、各世帯に配布するとともに川辺町ホームページでも公表することとしております。これは、水防法の改正を受け、県が作成した洪水浸水想定区域図等を基に、川辺町で想定し得る最大規模の大雨に対応した主要河川の氾濫や溢水による浸水想定範囲と浸水の深さ等を表示するものでございまして、土砂災害ハザードマップと同様に、早めの避難行動へと繋げていただきたいと思います。

いずれにいたしましても、議員御指摘のとおり、町民への周知という点では、まだまだ十分とは言えません。今後とも、町の防災訓練や避難所運営訓練(HUG)、地域での防災

説明会、出前講座などの機会を通じまして、かわべ防災の会の御協力も得ながら一層の周知に努めてまいりたいと考えております。

次に、3点目の「災害リスクの高いところに対する災害防止対策として具体的な取組はなされているか」についてお答えいたします。

平成25年に「国土強靱化基本法」が公布・施行されました。また県では、基本法に基づく県の地域計画として、平成27年3月に「岐阜県強靱化計画」を策定しております。本町におきましても、近年の自然災害から得られた教訓や地域の社会特性等を踏まえ、国の基本計画と県計画との調和を図りつつ令和2年度に「川辺町国土強靱化地域計画」を策定いたしました。

限られた資源の中で、効果的かつ効率的に本町における防災・減災を含めた強靱化を進めるためには、施策の優先順位付けを行い、優先度の高いものについて重点化しながら進めることとしております。

河川や道路等のハード面につきましては、その管理主体が国や県である場合には、積極的に要望活動を行うなど早期の対応を求めていくとともに、町独自の事業につきましても本計画に基づき強力で推進してまいります。

ソフト面におきましては、繰り返しになりますけれども、町の防災訓練や避難所運営訓練（HUG）、防災講演会、地域への出前講座、自主防災組織立ち上げ支援、広報誌・ホームページ・すぐメール等による情報発信などの取組により、一層の自助・共助・公助の普及啓発に努めてまいります。

町民の安全・安心を守るためには、狭義の防災・減災という観点にとどまらず、町国土強靱化地域計画や総合計画を着実に推進するまちづくりに努めていくことが重要であると考えておりますので、何とぞ御理解賜りますようお願い申し上げます。

◎4番（市原敬夫君） 議長、所見を述べて終わりたいと思います。

◎議長（井戸三兼君） それを許します。

◎4番（市原敬夫君） 台風14号の動きが大変心配であります。お互いに命を守る行動は第1ですが、災害を未然に防ぐ防災について早急に総点検を行い、行政と町民が一体となって安心、安全なまちづくりが推進できるよう、きめ細かい施策を要望し質問を終わります。引き続き次の質問に入りたいと思います。

◎議長（井戸三兼君） どうぞ。

◎4番（市原敬夫君） 有害鳥獣の被害の実態と対策についてを質問いたします。

実りの秋を迎え、農家の皆さんにとっては、1年間の収穫の喜びの季節となります。川辺町では、自然に囲まれ、住みよい環境ですが、農家の方々を苦しめているものに、農作物等への有害鳥獣による被害があげられます。

猿、カラス、ハクビシン、イノシシ、そしてシカなど、多くの鳥獣が収穫期の農作物を食い荒らしていきます。町としても猟友会の御協力を得ながら対応してみえますことと思いますが、次の3点について伺います。

1. 有害鳥獣による被害の現状はどの程度か。
2. 猟友会の活動の実態と町との関係はどうなっているか。

3. 農家は被害防止のために、電子柵などの設置等個々で行っているが、町の対策や支援状況はどうなっているか。

よろしくをお願いします。

◎議長（井戸三兼君） 産業環境課長 重本佳明君。

◎産業環境課長（重本佳明君） お答えします。

まず1点目の「有害鳥獣による被害の状況」についてです。

令和2年度において、川辺町ではイノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・カラス・アライグマ・ヌートリア・タヌキ・ハクビシンの被害報告がありました。農作物の被害総額は、水稲や野菜、果樹類を含めて43万円程で、これは、毎年度各地区の農事改良組合を通じ、農家の皆様に対して実施している「野生鳥獣による農作物の被害状況調査」によるものです。ただしこれは、組合員からの報告のみであるため、実際の川辺町全体での被害額は、それ以上に発生していると考えております。

次に2点目の「猟友会活動と町との関係」についてです。

現在、川町猟友会の会員は30名で、そのうち有害鳥獣捕獲隊員として活動いただいている方が25名です。有害鳥獣捕獲隊員は、「川辺町鳥獣被害防止計画」に基づく指定鳥獣の捕獲のほか、町民の方から被害の通報があった際は、追い払いなどの被害防除対策を実施しています。指定鳥獣はイノシシ・ニホンジカ・ニホンザル・カラスなどであり、捕獲用の檻、くくり罠、銃による捕獲を許可しています。また、定期的に銃を使ったカラスの駆除や猟犬を使ってイノシシやニホンジカを追い払う巻狩りなども行っており、本年度4月以降で、イノシシ59頭、ニホンジカ3頭が捕獲されております。

有害鳥獣対策は、町と猟友会との連携が不可欠です。そのため猟友会へは、本年度当初予算で、活動補助金として55万6千円を計上しているほか、ハンター保険料や捕獲用具費用として17万6千円も計上しているところです。また、指定鳥獣の捕獲については、町から獣種ごとの捕獲に対しての補助金を交付しております。

次に3点目の「農家の被害防止への支援状況」についてです。

町では、農作物に対する獣害被害を防ぐため、電気柵を設置する農業者に対し、費用の一部を補助する「電気柵設置事業補助金」を、平成23年度から制度化しております。面積要件や補助率等は制度開始時から緩和をしており、現在では、おおむね2,000㎡以上の農地を囲う電気柵を設置した方に対し、2万円を上限とし、設置費用の1/2の補助金を交付しています。

また、直接的な支援ではありませんが、町では、平成25年度から県の「森林・環境税」を活用して、野生鳥獣による被害の軽減や里山の環境保全を図る目的で「里山林整備事業」を実施しております。里山の不要な樹木や竹の除去、人の気配や存在を感じさせることで、そのエリアから先に侵入させづらくする効果を目的とした「バッファゾーン（緩衝帯）」の整備などにより被害の軽減に努めております。

有害鳥獣による被害は、農作物の被害だけでなく、農家の皆様が丹精込めて育てた農作物が無になるといった心理的な被害も大きいと思われます。本町の農家は、零細・兼業・自家消費農家が多数を占めている状況から、現在の「電気柵設置事業補助金」について、小規模農地も対象となるよう面積要件の更なる緩和も考えております。

今後も被害の軽減に向け、猟友会と連携を図りながら捕獲・駆除活動を進めるとともに、防除については、先進事例を参考にしながら農家の皆様方に寄り添った効果的な対策を積極的に実施していきたいと考えております。以上答弁とさせていただきます。

◎4番（市原敬夫君） 議長、所見を述べて終わります。

◎議長（井戸三兼君） それを許可します。

◎4番（市原敬夫君） 長良のぶどう畑ではカラスの害をなくするためにドローンを使ったカラス対策が行われておりました。川辺町の場合全町的であり対応が難しく、カラス、サル等については個々の農家をお願いするしか難しいと思います。

そこで行政として被害防止機器の設置や、その被害に対しどう補填するかなど再検討していただき、安心して農業が営めるような環境整備を要望し質問を終わります。

◎議長（井戸三兼君） 以上で市原敬夫君の一般質問を終わります。議席番号5番 櫻井芳男君。

◎5番（櫻井芳男君） 議長より一般質問のお許しを得ましたのでいたします。行政サービスの実態についてお伺いいたします。

町民の方から、役場の窓口対応や電話対応について不満やお怒りの声を聞きます。なかには、憤懣をぶつけるだけの場合もあるやもしれませんが、職員の接客対応について、どのように認識しているのかお伺いいたします。

また、町への要望が多々あると思いますが、例えば、1つの例ですが、福祉バスの運行の時刻的に使い勝手が悪いとか、いう話がございます。予算等で要望に応えられないというガラガラの状態で運行の効率が悪いわけですが、この事業を見直し、新たな事業方法を模索するというようなことは検討されているのでしょうか。1つの例をあげましたが、今は柔軟な対応が求められております。このような事業等の見直し、発展的な町民の求める行政サービスの構築をしようとするお考えはあるか、回答をいただきたいと思います。

◎議長（井戸三兼君） 総務課長 白村茂君。

◎総務課長（白村茂君） それでは、櫻井議員からの御質問のありました「行政サービスの実態について」お答えいたします。

はじめに、職員の接客対応の認識についてでございます。議員御指摘のとおり、接客対応に関しましては、町民の皆様から、御不満やお怒りをお聞きすることはございます。皆様の御期待に充分沿えてない部分、場面がございますことにつきましては、大変申し訳なく、この場をお借りしてお詫びを申し上げたいと思います。

来庁された方や電話を架けられた方への対応、いわゆる接遇につきましては、お客様の目線に立ち、親切丁寧でお客様に寄り添った対応が求められています。

これまでも「川辺町まごころ行政サービス運動」といたしまして、実施要領を定め努めてまいりました。その内容といたしましては、気配り行政サービスの推進、お客様ファースト、まごころダイヤル、さわやかオフィス、さわやかマナーなどのために実施すべき事項を定めております。また、「接遇マニュアル」、「電話対応マニュアル」についても定めており、全職員が本要領に沿って窓口対応や電話対応をしております。しかしながら、今般の御指摘を受け、改めて本要領を全職員に周知徹底し、町民の皆様のお期待に沿えるよう、まごころのこもった対応、行政サービスの実施に努めてまいりたいと考えております。

次に、町への要望に対する対応についてでございます。町への要望は、議会の皆様をはじめとして、区長様、自治会長様、各種の団体の方々などから多方面にわたる要望をいただいております。関わりが深く直接担当部署へ行かれるケースを除きましては、まずは、総務課で受け付けております。要望書は、町長への回覧ののち、所管課及び関係する課にその写しを回付いたしまして、原則2週間以内に取りまとめ、要望された方へ回答させていただくこととしております。また、これらの要望に対しましては、事業の見直しや新たな事業手法を模索するなどの検討も行っております。しかしながら、内容によっては、議員御指摘のように要望どおりにお応えできない場合もございます。そういう場合は、その理由などを十分に説明させていただきながら、代替え案を提示するなど丁寧な対応を心掛けております。

最後に、発展的な行政サービスの構築につきましては、社会情勢の変化や新たな住民ニーズに柔軟にお応えできるよう、各方面や地域の皆様の声に耳を傾け、他の自治体の先進事例等も参考にしながら常に新たな手法を模索して、住民の皆様満足していただけるよう鋭意努力してまいりますので、何とぞ御理解賜るようお願い申し上げます。

◎5番（櫻井芳男君） 議長、再質問をお願いします。

◎議長（井戸三兼君） 櫻井芳男君の再質問を許可します。

◎5番（櫻井芳男君） 今、総務課長からお答えいただきましたが、町長に御質問しますが、このような実態を把握されているのかどうか、ちょっとお答えいただきたいと思っております。

◎議長（井戸三兼君） 町長 佐藤光宏君。

◎町長（佐藤光宏君） お叱りを受けたということで素直にお詫びを申し上げますが、ただ、逆の評判も入ってきておりまして、大変丁寧にまごころこもった対応をしてくれたというお褒めのお手紙も、私何通かいただいておりますが、ただ、全職員がそういう気持ちになることは必要かなと思っております。

今ふっと思い出したんですけれども、20年前に初登庁して職員に訓示をした時にですね、お客様という言葉が英語で言うと3つあると。1つはカスタマーという言葉ですね。これは商店だとか企業だとかの顧客、お客さんという意味ですし、それから2つ目はクライアント、例えば弁護士さんとか会計士さんなどに依頼をする依頼人のことをクライアントと言います。3つ目はゲストという言葉がありまして、これは招待された方がですね、を意味するお客様、ホテルとかですね、お客さんのことをゲストと言ってますけれども、そうするとカスタマー、クライアント、ゲストのうち町民の皆様をゲストだと思って接遇するようにと、対応するようにという訓示をしたことを今ふっと思い出したんですけれども、やっぱり気持ちよくお応えるためには挨拶も必要ですし、それから、電話対応も適切な電話対応が必要ですし、それからよく聞く例は、たらい回しというような言葉も聞くんですけれども、最初、総務課の電話交換手が受けるわけなんですけれども、その時にお客様からこういったことでお尋ねしたいとか、お話をしたいとか、というようなことがあった場合に、電話交換手の機転もございましてけれども、適切な部署へつなぐというような訓練もしておりますので、なるべくお客様に不快な思いをしていただかないような、気持ちよく仕

事ができるような、あるいは要望が言っていただけるような雰囲気醸し出したいというように考えております。

いずれにしても、川辺町役場というのは、川辺町民の皆さんのために働いているわけですから、その主人公たるゲストをですね、一番に考えて職務に当たりたいと考えております。

◎5番（櫻井芳男君） 所見を述べて終わりたいと思います。

◎議長（井戸三兼君） それを許します。

◎5番（櫻井芳男君） 町長からの回答、非常に適切な、ただお題目だけではいけないと思いますので、全職員がそのようにやっていただきたいと思います。

川辺町では、大手の企業さんというか、ありますが、川辺町役場という所の職場は極端な言い方にはなりますけれども、一流企業だと、エリート、それだけ勉強されている職員の方おいでになるわけですから、行政について詳しい知識をお持ちなんです。そういう方が、ただ一般の企業と違って税金で賄っているところがポイントだというふうに思います。税金で給料をいただくというような形、そうしますと、対象は当然ながら税金、納税者に対して、つまり町民に対してのサービスが重要だと、その方達、お金を出している方達が不愉快に思われるということは決してよくないと。普通の一般企業でいいますと、評判が悪くなれば、極端に言えば倒産のような憂き目に遭うわけですが、そのような自覚を十分持っていて、行政サービスというものが、今の町長が言われましたゲストということであれば、そのようにしていただきたいというふうに思います。

そして、総務課長から回答いただきました中に、実施要領等があると、電話対応マニュアル、そして、全職員が本要領に沿って窓口対応、電話対応をしておりますということなんですが、任期付きの職員の方は、職員としての教育を受けなくて、すぐにも実施というか、業務に携わるというようなことが多いと思うんです。そういう方達が、ひょっとしたらわからないから、どこへ回していいかわからないということで、うちではできませんっていうような形で、どうも返答されたということを多々聞いております。それではいけませんので、1つの提案なんです、今総務ということで、窓口になっているということですが、1つの受付のようなもの、1つの箇所、部署といいますか、総務課の中でも専門の部署を設けて、そこで適切に横に連絡をするということを1つ提案したいというふうに思います。窓口の一本化といいますか、そういうようなことをちょっと考えていただけたらどうかというふうに思います。

それから、行革との関連がございますけれども、バスの、福祉バスの件を1点、例としてあげさせていただきました。私が知る限りでは5年間、もっと、もっと前からかもしれませんが、ガラガラのバスが実際に走ってます。ですから、このようなバスを切り替えるというようなふうに考えて、ニーズに応えられるようなということは、1つ工夫は必要だというふうに考えます。これは1つの例ですので、ほかでもそうかもしれません。ただやっていますよということではお題目を唱えているだけのことになりますので、やはりそのようなきめの細かいことを、大変だと思うんですが、きめの細かいことをやるのが、行政、役場の役目だというふうに考えますので、その点を留意していただいて、発展的な実施をお願いしたいということで、所見を述べて終わりにしたいと思います。以上です。

◎議長（井戸三兼君） 以上で櫻井芳男君の一般質問を終わります。

以上で全ての一般質問を終わりました。ここで休憩に入りたいと思います。再開時間は追って連絡いたします。

(休憩 午前 10時00分)

(再開 午前 11時15分)

◎議長（井戸三兼君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

日程第2 議案第30号「押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定」から、日程第14 認定第6号「令和2年度川辺町下水道事業会計決算認定について」までを一括議題といたします。

ただ今議題といたしました13議案につきましては、先に総務委員会に審査が付託してありますので、総務委員会委員長から審査の結果並びに経過について報告を求めます。総務委員会委員長 櫻井芳男君。

◎総務委員長（櫻井芳男君） 議長より報告を求められましたので、総務委員会における審査の結果並びに経過について御報告いたします。

総務委員会に付託されました議案第30号から認定第6号までの審査の結果は、お手元の審査報告書のとおりです。

審査の結果は、審査報告書にありますとおり、議案第30号「押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定」、議案第31号「川辺町個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」、議案第32号「川辺町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」、議案第33号「令和3年度川辺町一般会計補正予算（第3号）」、議案第34号「令和3年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）」、議案第35号「令和3年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）」、議案第36号「令和3年度川辺町介護保険特別会計補正予算（第2号）」、認定第1号「令和2年度川辺町一般会計歳入歳出決算認定について」、認定第2号「令和2年度川辺町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」、認定第3号「令和2年度川辺町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、認定第4号「令和2年度川辺町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」、認定第5号「令和2年度川辺町水道事業会計決算認定について」、認定第6号「令和2年度川辺町下水道事業会計決算認定について」、の13議案につきましては、いずれも全会一致で原案のとおり可決、認定すべきものと決定しました。

審査経過については、付託された13議案について、9月7日から審査を開始し、町長及び担当課長等の出席を求め、それぞれの案件について慎重に審査を行いました。各課から担当する議案ごとに説明を受け、延べ92件余りの質疑に対する応答等を行いました。

9月10日に討論・採決を行った結果、報告書にありますとおり、いずれについても全会一致で原案のとおり可決及び認定すべきものと決定した次第です。以上で総務委員会の審査報告を終わります。

◎議長（井戸三兼君） 御苦労様でした。これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑はございませんか。

(「質疑なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 質疑なしと認めます。これで委員長報告に対する質疑を終わります。これより案件ごとに議題としてまいります。

議案第30号「押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。これから議案第30号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 異議なしと認めます。したがって、議案第30号「押印等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第31号「川辺町個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 異議なしと認めます。したがって、議案第31号「川辺町個人情報保護条例及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第32号「川辺町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第32号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 異議なしと認めます。したがって、議案第32号「川辺町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第33号「令和3年度川辺町一般会計補正予算(第3号)」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第33号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 異議なしと認めます。したがって、議案第33号「令和3年度川辺町一般会計補正予算(第3号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第34号「令和3年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第34号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 異議なしと認めます。したがって、議案第34号「令和3年度川辺町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第35号「令和3年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第35号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 異議なしと認めます。したがって、議案第35号「令和3年度川辺町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

議案第36号「令和3年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第2号)」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 異議なしと認めます。したがって、議案第36号「令和3年度川辺町介護保険特別会計補正予算(第2号)」は、委員長の報告のとおり可決されました。

認定第1号「令和2年度川辺町一般会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第1号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 異議なしと認めます。したがって、認定第1号「令和2年度川辺町一般会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定いたしました。

認定第2号「令和2年度川辺町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第2号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 異議なしと認めます。したがって、認定第2号「令和2年度川辺町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定いたしました。

認定第3号「令和2年度川辺町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第3号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 異議なしと認めます。したがって、認定第3号「令和2年度川辺町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定いたしました。

認定第4号「令和2年度川辺町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第4号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 異議なしと認めます。したがって、認定第4号「令和2年度川辺町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」は、認定することに決定いたしました。

認定第5号「令和2年度川辺町水道事業会計決算認定について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

(「討論なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第5号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、認定第5号「令和2年度川辺町水道事業会計決算認定について」は、認定することに決定いたしました。

認定第6号「令和2年度川辺町下水道事業会計決算認定について」を議題といたします。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから認定第6号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は認定とするものです。この決算は委員長の報告のとおり認定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、認定第6号「令和2年度川辺町下水道事業会計決算認定について」は、認定することに決定いたしました。

本定例会開催中に、町長から議案第37号「令和3年度川辺町一般会計補正予算（第4号）」、議案第38号「令和3年度川辺町下水道事業会計補正予算（第2号）」が、川辺町議会議員 市原敬夫君ほか1名から、発議第2号「こども庁の設置を求める意見書」が、古川政久君ほか1名から、発議第3号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」が、議会運営委員長から、会議規則第75条の規定による、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項についての「閉会中の継続調査申出書」が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、議案第37号「令和3年度川辺町一般会計補正予算（第4号）」を、追加日程第2として、議案第38号「令和3年度川辺町下水道事業会計補正予算（第2号）」を、追加日程第3として、発議第2号「こども庁の設置を求める意見書」を、追加日程第4として、発議第3号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」を、追加日程第5として、「議会運営委員会の閉会中の継続調査」を議題にしたいと思えます。御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号「令和3年度川辺町一般会計補正予算（第4号）」と、議案第38号「令和3年度川辺町下水道事業会計補正予算（第2号）」と、発議第2号「こども庁の設置を求める意見書」と、発議第3号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」と、「議会運営委員会の閉会中の継続調査」を日程に追加し、議題とすることに決定しました。

資料を配りますので、しばらくお待ちください。

（資料配付）

◎議長（井戸三兼君） 追加日程第1 議案第37号「令和3年度川辺町一般会計補正予算（第4号）」を議題といたします。本案の説明を求めます。総務課長 白村茂君。

◎総務課長（白村茂君） 議案第37号「令和3年度川辺町一般会計補正予算（第4号）」について説明

◎議長（井戸三兼君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決いたします。お諮りします。本案については、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、議案第37号「令和3年度川辺町一般会計補正予算（第4号）」は、原案のとおり可決されました。

追加日程第2 議案第38号「令和3年度川辺町下水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。本案の説明を求めます。上下水道課長 渡辺英樹君。

◎上下水道課長（渡辺英樹君） 議案第38号「令和3年度川辺町下水道事業会計補正予算（第2号）」について説明

◎議長（井戸三兼君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決いたします。お諮りします。本案については、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、議案第38号「令和3年度川辺町下水道事業会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり可決されました。

追加日程第3 発議第2号「こども庁の設置を求める意見書」を議題といたします。提出者の説明を求めます。議席番号4番 市原敬夫君。

◎4番（市原敬夫君） 議長より許可をいただきましたので、議案書を朗読し説明とさせていただきます。

発議第2号「こども庁の設置を求める意見書」を、川辺町議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。令和3年9月17日。提出者 川辺町議会議員 市原敬夫、賛成者 川辺町議会議員 瀬尾俊春。川辺町議会議長 井戸三兼様。こども庁の設置を求める意見書。

少子高齢化が深刻な我が国において、子どもたちの健やかな成長発達を力強くサポートしていくことの重要性がかつてなく高まっており、国、都道府県、市町村が強力に連携して取り組む課題である。

地方行政の現場では、子ども・子育てに関する様々な相談や要望が住民から日々寄せられている。妊娠、出産、保育、教育、医療、福祉、児童虐待、非行、貧困、いじめ、事故など多岐にわたる要望や相談に適切に対処すべく、現場の職員は国と連携しつつ尽力しているが、国の一元的な窓口が存在しないため、十分な連携が取れず、迅速かつ適切な対応ができないケースもある。また、現状では、類似制度であっても所管官庁が異なった場合、複数の基準があったり、複数の手続きが必要になったりする場合がある。さらには、必要な施策を進める上で、財政的な制約も深刻である。

現在報道されている「こども庁」設置は、まさにこれらの諸課題の解決に資するものと考えられる。

よって、国においては、子ども政策の充実を図るため、早急に次の事項を実施するよう強く要望する。

1. 専任の大臣の下で、強い権限を持って子ども・子育てに関する施策を一元的に所管する「こども庁」を設置すること。また、設置に際しては、自治体の意見を聴くこと。
2. 支援策を検討する際は、類似制度間では基準や手続を統一するとともに、自治体間での格差が生じないように、「こども庁」が主導して国、都道府県、市町村の連携体制を構築すること。また、他省庁との調整が必要な場合は「こども庁」がワンストップ窓口となり自治体との調整を行うこと。
3. 自治体の子ども施策を充実させるため、人材確保支援・財政支援を強化すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和3年9月17日。川辺町議会。

なお、意見書の宛先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、法務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官、内閣府特命担当大臣（規制改革及び少子化対策）、国家公安委員会委員長としております。以上よろしく願いいたします。

◎議長（井戸三兼君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第2号を採決いたします。お諮りします。本案については、原案どおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、発議第2号「こども庁の設置を求める意見書」は、原案のとおり可決されました。

追加日程第4 発議第3号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」を議題といたします。提出者の説明を求めます。

◎7番（古川政久君） 議長より許可をいただきましたので、議案書を朗読し説明とさせていただきます。

発議第3号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」を、川辺町議会会議規則第13条第1項の規定により提出します。令和3年9月17日。提出者 川辺町議会議員 古川政久、賛成者 川辺町議会議員 石原利春。川辺町議会議長 井戸三兼様。コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的・社会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いている。この中で、地方財政は、来年度においても巨額の財源不足が避けられない厳しい状況に直面している。

地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災・減災対策、デジタル化や脱炭素社会の実現とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応に迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国においては、令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、次の事項を確実に実現されるよう、強く要望する。

- 1 令和4年度以降3年間の地方一般財源総額については、「経済財政運営と改革の基本方針2021」において、令和3年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされているが、急速な高齢化に伴い社会保障関係経費が増大している現状を踏まえ、他の地方歳出に不合理なしわ寄せがなされないよう、十分な総額を確保すること。
- 2 固定資産税は、市町村の極めて重要な基幹税であり、制度の根幹を揺るがす見直しは、断じて行わないこと。また、生産性革命の実現や新型コロナウイルス感染症緊急経済対策として講じられた固定資産税等に係る特例措置は、本来国庫補助金等により対応すべきものであり、今回限りの措置として、期限の到来をもって確実に終了すること。
- 3 令和3年度税制改正により講じられた土地に係る固定資産税の課税標準額を令和2年度と同額とする負担調整措置については、令和3年度限りとすること。
- 4 令和3年度税制改正により講じられた自動車税・軽自動車税の環境性能割の臨時的軽減の延長について、更なる延長は断じて行わないこと。
- 5 炭素に係る税を創設又は拡充する場合には、その一部を地方税又は地方譲与税として地方に税源配分すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。令和3年9月17日。岐阜県川辺町議会。

なお、意見書の宛先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、経済産業大臣、内閣官房長官、経済再生担当大臣としております。以上よろしくお願いいたします。

◎議長（井戸三兼君） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「質疑なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。これより討論を行います。討論はございませんか。

（「討論なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから発議第3号を採決いたします。お諮りします。本案については、原案のとおり決定することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（井戸三兼君） 異議なしと認めます。したがって、発議第3号「コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書」は、現案のとおり可決されました。

追加日程第5 議会運営委員会の「閉会中の継続調査」を議題といたします。議会運営委員長から、会議規則第75条の規定により、本会議の会期日程等、議会の運営に関する事項について「閉会中の継続調査」の申し出がありました。申出書の朗読は省略します。

お諮りします。議会運営委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長(井戸三兼君) 異議なしと認めます。したがって、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。町長に挨拶をいただきます。町長 佐藤光宏君。

◎町長(佐藤光宏君) 閉会に当たりまして一言御挨拶を申し上げます。コロナの緊急事態宣言下の議会ということで、大変心配しておりましたけれども、無事最終日を迎え、上程いたしました案件につきましては、全てお認めをいただきまして、誠にありがとうございました。

9月入りましてから、本来ですとさまざまな行事、イベントがございます。防災訓練、青少年主張大会、運動会、敬老会、いろいろ毎年ですと、にぎやかな月なんですけれども、今回は規模を縮小、若しくは中止ということで、若干淋しい気持ちがしております。

新型コロナワクチンの接種状況でございますが、9月14日現在の数字でございますが、65歳以上の方々は、2回接種済みで95.02%。64歳以下12歳、8月生まれまでですね、の方々が、2回接種済みで42.18%。1回目接種済みで63.42%。全体に置き換えてみますと、1回目接種済みが75.80%。2回目まで接種済みが61.31%ということで、ワクチン接種につきましては非常に順調にきております。関係する職員には感謝しますし、また皆様方にも適切な予約の入れ方、あるいは、実際にクリニックへ行っていただきまして、接種されたわけでございますけれども、皆様のお力添えがあったものと思います。ただし、第5波は下降傾向にあるとは申しまして、この先、どういった動きをするかは予断を許さないものがございます。今日の一般質問ではコロナの関係についてあまり議論は出ませんでしたけれども、やはり、町民の命と暮らしを守ることが大切ではないかなと、また議員の先生方の御指導賜りながら、進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

最後になりましたけれども、この川辺町制がますますよくなりますように、皆様方の御理解、御協力を切にお願いを申し上げまして、お礼の言葉とさせていただきます。誠にありがとうございました。

◎議長(井戸三兼君) これをもちまして、令和3年第3回定例会を閉会といたします。

(閉会 午前12時03分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

前 議 長

署名議員

署名議員